京都大学本部構内交通規則実施要項に基づく地球環境学堂における

一日無料券発行基準（案）

（平成25年3月6日 学舎会議承認）

（趣旨）

１．学堂・学舎関係者の京都大学本部構内における自動車等の交通、入構方法については、「京都大学本部構内交通規則実施要項」及び「京都大学の本部構内における入構許可証の交付等に関する要領」（以下「要領」という。）に定めるほか、本基準によるものとする。

（一時入構整理料が無料の場合）

２．学堂・学舎関係者への一時入構整理料が無料となる「一日無料券」の発行については、要領第１１条に定めるものの他、学堂長が必要と認めた場合に限り交付する。

３．前項のうち要領第１１条中(1)及び(4)については、学堂・学舎に関わる場合に限り交付する。

（交付申請）

４．交付を受けようとする者は、京都大学本部構内一日無料券交付申請書（以下「申請書」という。）の様式１により、原則、事前に許可を受けるものとする。

５．前項のうち次に掲げる者が、交付を受ける場合は、あらかじめ様式１の申請書により、それぞれの指導教員、雇用教員又は事務長の承認を得るものとする。

　　(1) 学生

　　(2) 常勤の教職員以外の者（時間雇用教職員等）

　　(3) 本学と契約関係又は本学の運営に協力する事業者で、学堂の用務で入構する者

　 (4) その他学堂・学舎に関わる用務等があり、学堂長が認めた者

（参考）

京都大学の本部構内における入構許可証の交付等に関する要領（抜粋）

（一時入構整理料が無料の場合）

第１１条　一時入構許可証を交付され入構する者のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、部局

長が一時入構整理料を無料とする必要があると認める場合は、一日無料券を交付することができる。

(1) 教育研究活動に伴い特別に必要な場合

　　　　(例) ① 実験等の理由により入出構が早朝・夜間となり公共交通機関我利用できない場合

　　　　　　 ② クラブ活動、実験等により大きな物品等を搬入する必要がある場合

　(2) 学内関連行事に伴い特別に必要な場合

　　　　(例) シンポジウム、学園祭、入試業務等

(3) 特別な通勤形態による場合（１月最大４日を限度とする。）

　　　　(例) 子供の保育園等への送迎のため自動車による入構が必要な場合

　　　(4) 講義、会議等のための自動車によるキャンパス間移動が特別に必要な場合

　　　(5) 身体障がい者等で自動車による入構が必要な場合